

## 【重要】自動車事故・事件の速報について

自動車運送事業者等は、自動車事故報告規則に定める事故があった場合、30日以内に自動車事故報告書を、使用の本拠を管轄する運輸支局長に提出しなければなりません。

また、重大な事故・事件が発生した場合には、発生からできる限り速やかに（少なくとも24時間以内に）、福岡運輸支局整備部門にその内容を速報しなければなりません。

【平日・勤務時間内】TEL：092-673-1196（音声のあとに「3」をプッシュ）

【時間外・土日祝祭日】090-7927-2013

### 《速報の手順》

- ① まずは、分かる範囲で電話報告（第1報）を行ってください。
- ② その後、別紙様式でFAX送信してください。  
\*24時間以内に報告してください。
- ③ 追加情報があれば、随時連絡してください。
- ④ 速報に該当するか判断できない場合も、連絡してください。

アドレスは、こちらです。

↓       ↓       ↓       ↓

<https://www.tb.mlit.go.jp/kyushu/car/file07b.htm>